

委 託 契 約 書 (案)

委託者 須坂市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、2026 年度 米子大瀑布駐車場案内誘導および協力金徴収業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 契約期間 2026 年 10 月 10 日（土）から 11 月 1 日（日）まで

(2) 業務内容

- ① 米子大瀑布駐車場内での車両の誘導・混雑整理及び歩行者の安全確保
- ② 林道米子不動線入口での駐車場状況と協力金徴収の説明及び車両の誘導
- ③ 米子橋前での協力金徴収及び収納
- ④ 車両待機レーンでの車両の誘導（混雑時のみ）
- ⑤ 衛星携帯電話、または業務用無線等による米子大瀑布駐車場入り口と林道米子不動線入口での連絡調整

(3) 業務場所 林道米子不動線入口から米子大瀑布駐車場

(4) 誘導員配備期間 2026 年 10 月 10 日(土)～11 月 1 日(日)の内、シャトルバス運行日を除く 20 日間

※詳細は、別添「2026 年度 米子大瀑布駐車場誘導及び協力金徴収業務仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおりに

（本業務の遂行）

第 2 条 乙は、本業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、本業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第 3 条 甲は、本業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は 円とし、須坂市財務規則第 124 条第 3 項第 号の規定によりその納付は免除する。ただし、乙が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(委託料の支払)

第5条 委託料は、本業務が終了し、乙から適法な請求書を受領後、第10条の規定による適合の通知をした後30日以内に支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第6条 乙または乙の従業員の過失により、本業務において他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含む）を負わせたとき、または他人の財物を損壊させたときは、乙は損害賠償するものとする。

(免責)

第7条 乙は、次の各号の場合については責任を負わないものとする。

- (1) 甲または甲の使用する職員の過失、その他不正行為による場合。
- (2) 天災等不可効力による場合。
- (3) 甲が正当な理由なく、乙の要請する予防措置をとらなかった場合。

(再委託の制限)

第8条 乙は、この本業務達成のため、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(本業務の実績報告及び協力金の収納)

第9条 乙は、本業務が終了したときは、本業務の成果を記載した委託業務実績報告書を本業務終了の日から起算して10日以内に甲に提出し、後日甲が発行する納入通知書により徴収した協力金を金融機関でまとめて納入しなければならない。

(適合の検査及び結果通知)

第10条 甲は、前条の規定により乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、(報告内容)がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、補正完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により補正完了報告書の提出があった場合は、第1項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、関連する法令を遵守し、適切に管理すること。

(本業務の中止等)

第 13 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、本業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を文書で甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、災害その他やむを得ない事由により、駐車場案内誘導を中止し、本業務を実施しないときは、速やかに乙に報告するとともに、甲乙協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(本業務の変更)

第 14 条 甲及び乙は、前条に規定する場合を除き、本業務の内容を変更しようとするときは、その旨を相手方に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第 15 条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 乙が、その責に帰すべき理由により、第 1 条に規定する期間内に本業務を完了しないとき、または完了することができないことが明らかに認められるとき。

(2) 乙または乙の従業員が、契約の締結、または履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙が、暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(4) 前各号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 16 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(本業務の報告等)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から本業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について報告を求め、または実地に調査できるものとする。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2026 年 月 日

甲 須坂市大字須坂 1528 番地の 1
須坂市
須坂市長 三木 正夫 印

乙